

独立行政法人統計センターの標準的な官職を定める規程

平成 21 年 3 月 31 日

統計センター規程第 28 号

最終改正 平成 23 年 6 月 21 日

国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 34 条第 2 項の規定により独立行政法人統計センターが定める標準的な官職は、次の表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
1 独立行政法人統計センター組織規程（統計センター規程第 1 号。以下「組織規程」という。）第 27 条第 1 項に規定する部長及び第 28 条第 1 項に規定する次長の属する職制上の段階	部長
2 組織規程第 9 条第 1 項に規定する企画監、第 10 条第 1 項に規定する財務企画監、第 20 条に規定する研究主幹、第 29 条第 1 項に規定する課長及び室長、第 31 条第 1 項に規定する副課長、第 30 条第 1 項に規定するマネージャー、第 32 条第 1 項に規定する副マネージャー並びに第 38 条第 1 項に規定する首席研究員の属する職制上の段階	課長
3 組織規程第 33 条第 1 項に規定する課長代理、第 33 条の 2 第 1 項に規定する主席専門職、第 36 条第 1 項に規定する統括製表職、第 36 条の 2 第 1 項に規定する主席製表職、第 37 条第 1 項に規定する統括情報技術職、第 37 条の 2 第 1 項に規定する主席情報技術職、第 38 条第 1 項に規定する総括研究員、第 40 条第 1 項に規定するアドバイザー及び第 40 条の 2 第 1 項に規定する指導官の属する職制上の段階	課長代理
4 組織規程第 34 条第 1 項から第 3 項までに規定する係長、第 35 条第 1 項に規定する専門職、第 36 条第 1 項に規定する上級製表職、第 36 条第 2 項に規定する特別上級製表職、第 37 条第 1 項に規定する上級情報技術職、第 37 条第 2 項に規定する特別上級情報技術職、第 38 条第 1 項に規定する上級研究員並びに第 41 条第 1 項に規定する総務専門職、製表専門職及び情報技術専門職の属する職制上の段階	係長
5 組織規程第 39 条第 1 項に規定する主任、主任製表職及び主任情報技術職その他前号に規定する官職の指揮監	係員

督を受ける官職の属する職制上の段階	
-------------------	--

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月21日）

この規程は、平成23年7月1日から施行する。